

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年1月12日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年1月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	格納容器雰囲気モニタ系において、減圧弁(PCV-87-21B)の内部リークにより「空気作動弁駆動用ガスポンベ圧力低」の表示が発生したため、減圧弁を交換	
2	1号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク(B)において、レベル記録計の指示不良(設定ズレ)が認められたため、記録計を点検・校正	
3	1号機	復水脱塩装置苛性ヒータ加熱蒸気配管用ドレントラップにおいて、動作不良が認められたため、ドレントラップを点検・修理	
4	4号機	残留熱除去海水系熱交換器(B)の水抜時、海水出口側ドレンラインに詰まりが認められたため、当該ドレンラインを点検・清掃	
5	6号機	主蒸気隔離弁点検時、上部機構取付けボルト(計20本)にかじりが認められたため、ボルトを交換	
6	6号機	低圧タービン(A)外部車室上半の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール(集中)及び円形指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	
7	6号機	燃料プール冷却浄化系北東側ライナードレンのレベルゲージ下部ブロー弁において、ハンドル折損が認められたため、ハンドルを交換	
8	その他	保安検査において、購入仕様書への適用指針、規格・基準等の記載漏れについて指導を受けたため、原因調査及び対応検討	
9	その他	保安検査において、定期検査関連工事発注手続きに適切なりードタイムが確保されていないとの指導を受けたため、対応検討	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	その他	保安検査において、タービン設備長期点検計画の作成が遅れているとの指導を受けたため、早急に対応	
11	その他	保安検査において、6号機の定期検査準備プロジェクト活動の品質マネジメントシステムにおける位置付けが不明確との指導を受けたため、対応検討	
12	その他	保安検査において、3号機廃棄物処理系カナル放出配管の不適合に対する主管部門の処理に不備があるとの指導を受けたため、関係者に周知及び対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで